

社会福祉法人経営管理改善支援事業の実施状況

目的	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 専門家による確認・助言を受けて経営管理の改善を図る取組に対し、都が必要な支援を行うことにより、社会福祉法人の経営管理改善の円滑な実施を推進 ◆ その取組により得られた成果の紹介等を行うことで、都が 29 年度に行う社会福祉法人の支援等にも活用
実施主体	<p>都内に主たる事務所が所在し、事業活動計算書におけるサービス活動収益が10億円未満及び貸借対照表における負債の部が20億円未満の中小規模の社会福祉法人</p>
事業内容	<p>実施主体が、専門家から支援を受け、法人の財務や運営体制等に関する具体的な改善を図るために行う、以下の(1)又は(2)に掲げる事業に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(1)適正な財務の確保に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 購買、固定資産管理、資金管理、人件費管理等の各業務におけるリスクに対応した適切な手続等の推進 イ 決算・経理等に関する規程の整備による財務会計体制の確立 ウ 決算業務体制、伝票承認や決算整理業務の分掌体制の確立 エ 計算書類等の確定作業等の適正な実施体制の確立、計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善 オ 経理体制の効率化の推進 カ その他適正な財務の確保に資する取組 <p>(2)適正な運営体制の確保に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ア コンプライアンスに関する体制整備、効率的な執行体制の構築 イ 雇用管理の適正化を図るための人事・給与・研修体制の構築 ウ その他適正な運営体制の確保に資する取組
補助額	1法人当たり46万円
交付決定法人数	97法人